

令和5年12月19日開催

## 厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第2次健康増進計画、上越市第2次歯科保健計画、上越市第2期自殺予防対策推進計画の策定について

上越市第2次健康増進計画（案）の概要について	・・・・・・・・	1～2
上越市第2次歯科保健計画（案）の概要について	・・・・・・・・	3
上越市第2期自殺予防対策推進計画（案）の概要について	・・・・・・・・	4
上越市第2次健康増進計画（案）	・・・・・・・・	別冊1
上越市第2次歯科保健計画（案）	・・・・・・・・	別冊2
上越市第2期自殺予防対策推進計画（案）	・・・・・・・・	別冊3

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
提 出 課	健康づくり推進課

## 上越市第2次健康増進計画（案）の概要について

### 1 計画の概要

#### (1) 計画改定の趣旨・目的

近年、当市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、それに伴う価値観やライフスタイルの多様化により、市民の暮らしに様々な影響を及ぼしている。そこで、当市では令和4年度に策定した上越市第7次総合計画において、ありたい姿を「人生100年時代において、子どもから高齢者まで全ての世代の誰もが生涯を通じてこころと体の健康が保たれ、健康寿命が延伸し、自立した暮らしを送っています」とし、市民の健康増進を総合的に推進している。

上越市第2次健康増進計画は、引き続き「健康寿命の延伸と」「健康格差の縮小」を健康づくりの基本方針と定め、取組の重点を生活習慣病の発症予防と重症化予防に置き、市民が生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるまちの実現を目指す。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、国の健康増進法第8条に基づき策定する健康増進計画であり、また、上位計画となる上越市第7次総合計画とともに、当市が目指す健康づくり活動の基本的な方向性を示す。

また、国や県の基本的視点を参考に「上越市第2次歯科保健計画」、「上越市第2期自殺予防対策推進計画」からなる本計画の領域別計画並びに「上越市第3次地域福祉計画」、「上越市国民健康保険第3期保険事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画」、「上越市第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画」、「上越市子ども・子育て支援総合計画」、「上越市第3次総合教育プラン」等との整合性を図りながら、総合的な対策を推進する。

#### (3) 計画の期間

現在の「上越市健康増進計画改定版」は、平成30年度から令和4年度を計画期間としていたが、国の計画である「健康日本21（第2次）」が医療費適正化計画等と計画期間を一致させるため、終期を令和5年度まで1年延長した。これを受け、「上越市健康増進計画」についても国の計画期間と合わせ、1年延長し令和5年度までとした。

そのため、本計画の計画期間は、国の「健康日本21（第3次）」を受け、令和6年度から令和17年度までの12年間とし、中間年に当たる令和11年度に中間評価を行う。

### 2 計画の基本方針と目標

#### (1) 計画の基本方針

##### 【基本方針】

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

#### (2) 計画の目標

##### ▼目標1 個人の行動と健康状態の改善を図ります

健康寿命の延伸に向けて、個人の行動と健康状態の改善は重要であり、そのため生活習慣の改善を推進するための基本要素として、「栄養・食生活」、「身体活動運動」、「休養・睡眠」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」の6つの領域に分け、様々な活動に取り組む。

生活習慣病の発症予防・重症化予防として、「循環器疾患」、「糖尿病」、「がん」の3つの領域の取組を推進する。

##### ▼目標2 社会環境の質の向上を図ります

##### ①こころの健康

自殺死亡率の減少を目指す。

##### ②健康になれる環境づくり

市民が無理なく健康づくりに取り組むことができるよう環境整備を推進する。

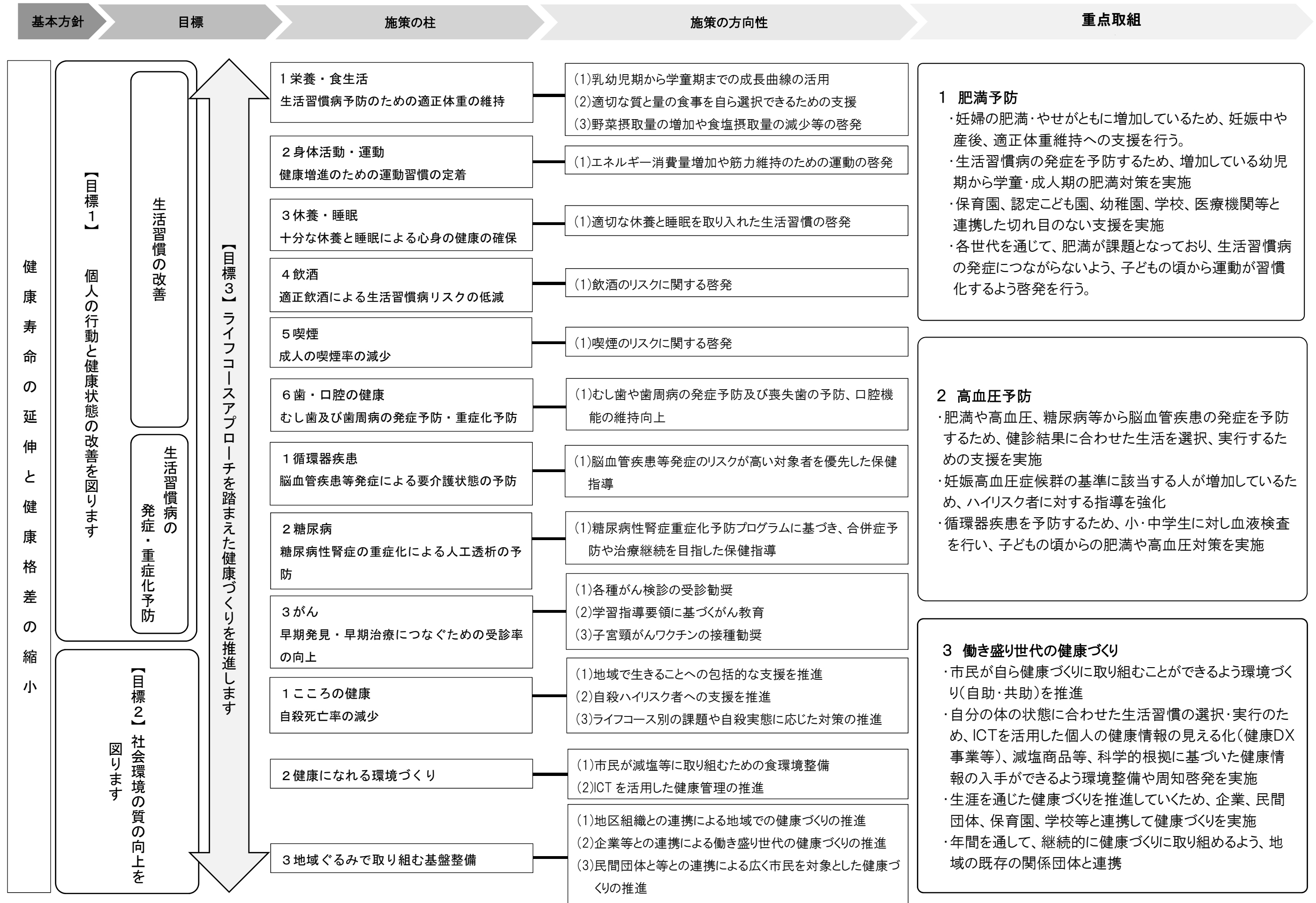
##### ③地域ぐるみで健康増進に取り組むための基盤整備

行政や企業、民間団体といった多様な主体による健康増進に取り組む環境整備を推進する。

##### ▼目標3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進します

妊娠（胎児）期から高齢期に至るまでの生涯を通じたライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを進めていくため、当市の健康課題である「肥満」「高血圧」「働き盛り世代の健康づくり」を重点取組と定める。

### 3 施策の方向性



## 上越市第2次歯科保健計画（案）の概要について

### 1 計画の概要

#### (1) 計画改定の趣旨・目的

平均寿命の延伸により人生100年時代を迎える中、生涯にわたる歯・口腔の健康は生活の質（QOL）の向上に寄与し、全身の健康とも関連するため、歯・口腔の健康づくりの取組は更なる強化が求められており、国においても、生涯を通じた歯科健診の推進や口腔機能管理の充実、かかりつけ歯科医の普及等について示し、歯科口腔保健の重要性を位置付けている。

こうした状況を踏まえ、歯科保健を含む健康増進を取り巻く情勢の変化とこれまでの計画に基づく取組の検証・評価を基に、歯科保健に関する新たな課題解消に向けた取組を推進するため、次期計画を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

上越市における最上位計画である「上越市第7次総合計画」に基づいて策定する「上越市第2次健康増進計画」の「歯・口腔の健康」の領域別計画として位置付ける。

#### (3) 計画の期間

本計画は令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とし、具体的な取組について毎年度の実施状況を確認しながら効果的な事業を展開する。

また、中間年にあたる令和11年度に評価を行い、取組の見直しや目標項目の変更を行うとともに、最終年度には目標の達成状況について検証・評価を行う。

#### (4) 基本的な方針

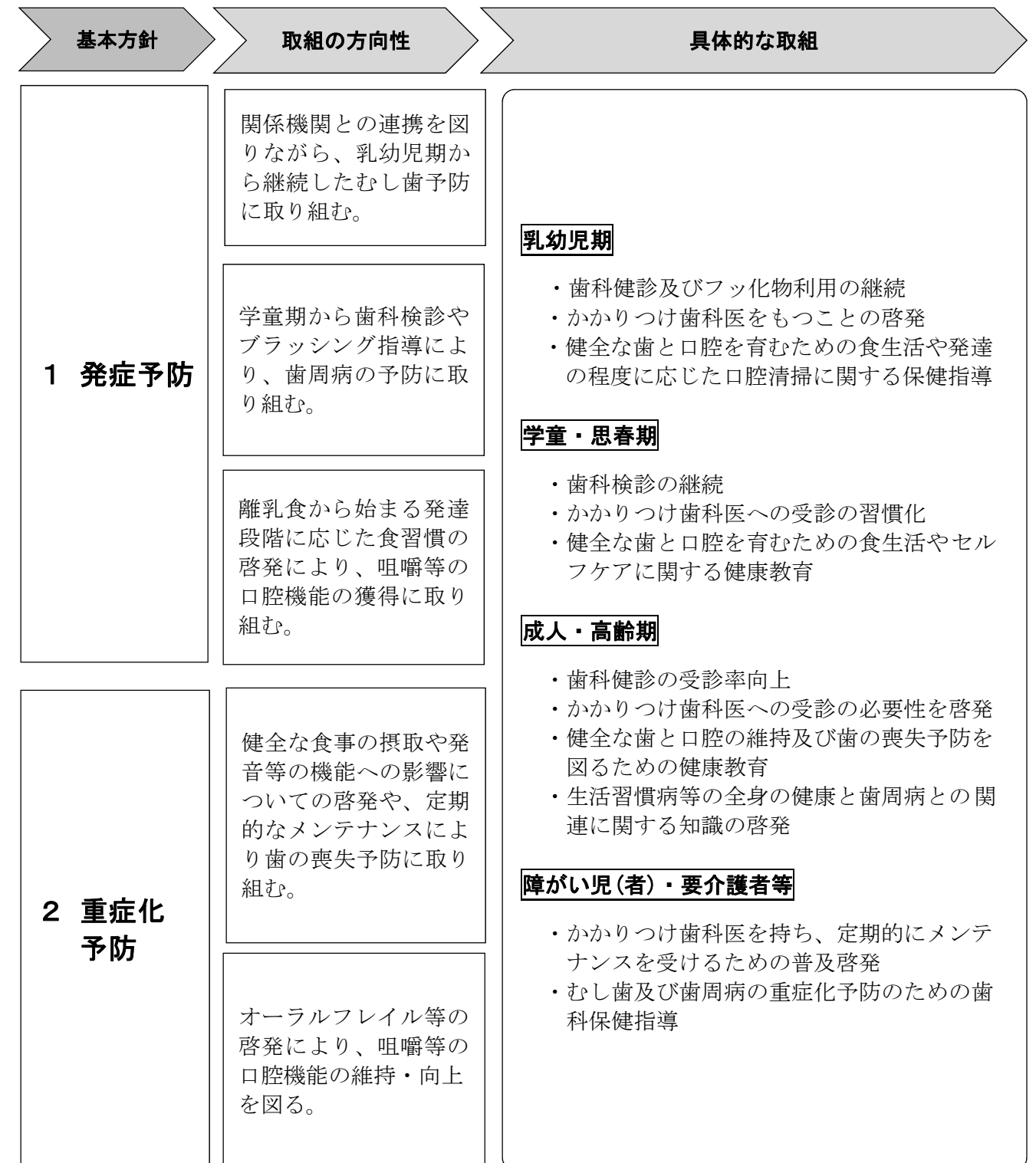
健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図るためには、生涯を通じて歯科疾患を予防するとともに、歯の喪失予防や口腔機能を維持・向上させる。

また、現在の歯と口腔の健康状態はこれまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受けており、次世代の子どもたちの健康にも影響を及ぼすことから、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり）に基づいた取組の推進を行う。

#### 【基本方針】

- 1 発症予防
  - ・むし歯予防及び歯周病予防
- 2 重症化予防
  - ・歯の喪失予防及び口腔機能の維持・向上

### 2 施策の方向性



## 上越市第2期自殺予防対策推進計画（案）の概要について

### 1 計画の概要

#### (1) 計画改定の趣旨・目的

平成18年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」へと認識されるようになり、国においては、総合的な自殺対策が推進されてきた。また、「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）においても、自殺はその多くが追い込まれた末の死であるとして、社会的かつ総合的な取組の必要性が求められている。

このため、当市のこれまでの取組を基に、国の基本法や令和4年10月閣議決定された新たな大綱の内容を踏まえ、地域全体で総合的に自殺予防対策を推進するため、上越市第2期自殺予防対策推進計画を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

上越市における最上位計画である「上越市第7次総合計画」に基づいて策定する「上越市第2次健康増進計画」の「こころの健康」の領域別計画として位置付ける。

#### (3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。なお、各年度には数値目標等による進捗管理を行うとともに、新たな課題の整理を行う。

また、中間年に当たる令和11年度に評価を行い、取組の進捗状況や自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の見直しなど国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### (4) 基本的な方針

基本法及び大綱の基本的な方針を踏まえ、当市においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とする上越市第2期自殺予防対策推進計画を策定し、当市の自殺予防対策の指針とする。

また、本計画では、大綱及び当市の現状を踏まえ、下記の3点を計画の基本方針と定め、自殺対策をより一層推進していくこととする。

#### 【基本方針】

- 1 地域で生きることへの包括的な支援を推進する
- 2 自殺ハイリスク者への支援を推進する
- 3 ライフコース別の課題や自殺実態に応じた対策を推進する

### 2 施策の方向性

基本方針	取組の方向性	具体的な取組
<b>1 地域で生きることへの包括的な支援を推進する</b>	(1)地域で自殺予防に取り組む必要性について市民に周知をしていく。 (2)自殺予防に関わる地域の支援者への啓発を通じて、正しい知識の普及と、地域の支援者へのサポートに取り組む。 (3)関係機関の連携を図り、相談を受けた機関から適切な相談機関につなげるよう体制を整備する。	<b>地域への自殺予防の周知活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体制づくり活動の継続実施</li> <li>・ 自殺対策推進月間・強化月間の啓発</li> <li>・ こころの相談窓口の周知</li> </ul> <b>支援者支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者施設従事者等相談対応者向け自殺予防研修会の開催</li> <li>・ 民生委員・児童委員等への自殺予防研修会の開催</li> </ul> <b>支援者連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上越市自殺予防対策連携会議の開催</li> </ul>
<b>2 自殺ハイリスク者への支援を推進する</b>	(1)悩みを抱える人が自らの精神的な不調に気づき、適切な支援につながるができるよう相談対応を行う。 (2)医療機関・警察・保健所等の相談機関の連携を強化し、自殺未遂者支援につなげるよう体制を整備する。 (3)遺族との関わりのある関係者から相談先を遺族に伝え、市や県が連携して相談対応を行う。	<b>相談対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関における相談対応</li> </ul> <b>自殺予防研修会（地域の支援者向け）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関などの多職種への自殺予防研修会の開催</li> </ul> <b>自殺未遂者の再発防止に向けた支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺未遂者（本人及びその家族）への相談支援</li> <li>・ 未遂・既遂事例検討会の開催</li> </ul> <b>自死遺族への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自死遺族の支援</li> </ul>
<b>3 ライフコース別の課題や自殺実態に応じた対策を推進する</b>	(1)子ども・若者が直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身につけるための支援を行う。 (2)産後うつ病などリスクの高い妊産婦を把握し、関係機関と連携して早期に支援を行う。 (3)うつ病などこころの健康に関する知識の普及と、生きづらさの原因となっている問題について適切な相談先につながるための相談支援を行う。 (4)高齢期の自殺リスクについて理解を深めるとともに、身体の衰えを受容し、すこやかに生活を送るための支援を行う。	<b>子ども・若者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校の教育活動を通じた啓発</li> <li>・ 市内高校への出前講座等の実施</li> <li>・ 市内大学等の新入生ガイダンスにおける周知</li> <li>・ 思春期自殺予防研修会（学校・相談窓口職員）の開催</li> </ul> <b>女性・妊産婦</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すくすく赤ちゃんセミナーにおける啓発（産後のメンタルヘルスについて）</li> <li>・ 「エジンバラ産後うつ病質問票」の実施</li> <li>・ 妊産婦訪問、産後ケア従事者の研修会の開催</li> </ul> <b>働き盛り世代への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小規模事業所メンタルヘルス研修会の開催</li> <li>・ 各種相談窓口の周知と相談対応</li> </ul> <b>高齢者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者が集う場での啓発</li> <li>・ 高齢者の見守り活動</li> </ul>